

障害者支援施設等におけるデジタル技術等活用支援事業補助金交付要綱

6 福祉障施第769号

令和6年6月4日

7 福祉障施第1169号

令和7年8月1日

(通則)

第1条 東京都（以下「都」という。）は、障害者支援施設等におけるデジタル技術等活用支援事業補助金（以下「補助金」という。）について、障害者支援施設等におけるデジタル技術等活用支援事業実施要綱（令和4年3月29日付3福保障施第3283号。以下「実施要綱」という。）に基づき、必要な経費を予算の範囲内において交付するものとし、その交付については、東京都補助金等交付規則（昭和37年東京都規則第141号）に定めるものほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この要綱は、実施要綱の規定に基づき、障害者支援施設及び障害福祉サービス事業所等（以下「施設・事業所等」という。）が、デジタル技術を活用し、介護ロボットの導入又は見守り機器及び見守り機器の導入に伴う通信環境整備を整備する場合や、福祉・介護業務の負担軽減等に資する機能を有したシステム（以下「福祉・介護業務支援システム」という。）を新たに導入する場合に、その費用の一部を予算の範囲内において交付し、もって事業の円滑な執行を図ることを目的とする。

(補助対象事業)

第3条 この要綱による補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、実施要綱第3条に定める以下の事業とする。ただし、国又は地方公共団体が設置する施設（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により指定管理者が管理するものは含まない。）の行う事業は、対象から除く。

- (1) 障害者支援施設等デジタル技術等活用支援事業
- (2) デジタル技術を活用した障害福祉サービス事業所等支援事業

(補助対象施設・事業所等)

第4条 この事業の対象となる施設・事業所等は、以下のとおりとする。

- (1) 障害者支援施設等デジタル技術等活用支援事業
別表1の1に定める障害者支援施設等とする。
- (2) デジタル技術を活用した障害福祉サービス事業所等支援事業
別表1の2に定める障害福祉サービス事業所等とする。

ただし、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「総合支援法」という。）第 30 条第 1 項第 2 号に規定する「基準該当障害福祉サービス」及び児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「児福法」という。）第 21 条の 5 の 4 第 1 項第 2 号に規定する「基準該当通所支援」並びに総合支援法第 41 条の 2 第 1 項の規定による「共生型障害福祉サービス」及び児福法第 21 条の 5 の 17 第 1 項の規定による「共生型障害児通所支援」を提供する事業所は除く。

（補助対象経費）

第 5 条 補助金の交付対象となる経費は、補助事業を実施するために必要な経費で、別表 2 の第 5 欄に掲げる経費とする。

（交付額の算定）

第 6 条 補助金の交付額は、対象となる施設・事業所等ごとに、別表 2 の第 3 欄に定める補助基準額と、第 5 欄に掲げる補助対象経費として施設・事業所等が支出した額から寄付金その他の収入額を控除した得た額とを比較して少ない方の額に、第 4 欄に定める補助率を乗じて得た額の合計額を都の予算の範囲内において交付するものとする。

ただし、合計前の算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

（補助金の交付申請）

第 7 条 申請者は、交付申請書（様式第 1 号）に関係書類を添えて、別に定める日までに東京都知事（以下「知事」という。）に提出しなければならない。

（補助事業の実施期間）

第 8 条 補助事業の実施期間は、第 9 条の規定に基づく交付決定がなされた日が属する年度の 4 月 1 日から 3 月 31 日までとする。

（交付の決定等）

第 9 条 知事は、第 7 条の規定による申請があったときは、当該申請書の内容を審査し、適当と認めた場合は、次条に掲げる事項を条件に補助金の交付決定をするものとし、その決定の内容を申請者に通知するものとする。

（補助条件）

第 10 条 補助金の交付に当たっては、補助金の交付の目的を達成するために、別記 2 の補助条件を付するものとする。

（変更交付申請）

第 11 条 第 9 条の規定に基づく交付決定を受けた者（以下「補助対象事業者」という。）が、

この補助金の交付の決定後の事業の変更により申請の内容を変更して交付申請等を行う場合の手続は、第7条の規定に準じるものとする。

2 前項の規定に基づく申請は、変更交付申請書（様式第2号）により行うものとする。

（実績報告書の提出）

第12条 補助対象事業者は、補助事業が完了したとき、補助金の交付の決定に係る会計年度が終了したとき、又は補助事業の廃止の承認を受けたときは、実績報告書（様式第3号）を別に指定する期日までに知事に提出しなければならない。

2 補助対象事業者は、客観的かつ定量的な指標に基づき、機器導入前後の比較を行い、生産性向上による業務効率化及び職員の業務負担軽減に効果等について、別に定める期限までに知事に報告しなければならない。

3 補助対象事業者は、全国の障害福祉サービス事業者等における機器導入の参考に資するよう、導入製品の内容や導入効果等についてホームページ等により公表しなければならない。

（補助金の額の確定）

第13条 知事は、前条の規定による実績報告書の受けた場合において、実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査により、当該報告に係る補助事業の成果がこの交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助対象事業者に通知するものとする。

（補助金の交付方法）

第14条 この補助金の交付は、前条で決定した額を確定払で交付する。

（導入効果に関する調査等への協力）

第15条 補助対象事業者は、補助事業の完了後であっても、都の求めに応じて、導入効果に関する調査等の依頼に積極的に協力するものとする。

（交付の対象外）

第16条 次の（1）から（3）までに掲げる者は、補助金の交付の対象としない。

（1）暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

（2）法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員に暴力団員等（暴力団並びに暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。）に該当する者があるもの

（3）障害者総合支援法及び児童福祉法又はこれらの法律に基づく命令に違反する事実がある法人

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から適用する。

別記1 補助金の交付額の算定方法及び補助対象経費等

この補助金の交付額の算定に当たっては、本文第3条に規定する補助事業の取組を行った場合に、以下(1)、(2)又は(3)に定める費用について、別表2の第3欄に定める補助基準額と、第5欄に定める補助対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除して得た額とを比較して少ない方の額に、第4欄に定める補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

ただし、補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

1 障害者支援施設等デジタル技術等活用支援事業

(1) デジタル機器の導入に対する補助

補助の対象とする導入機器は、次の要件を全て満たすデジタル機器とする。

ア 目的要件

①見守り、②介護業務支援の場面において使用され、利用者支援業務の効率化に効果があること。

イ 整備要件

次の(ア)から(ウ)までの機器を設置し、一体的にデジタル環境の整備を図ること。ただし、既に施設で導入されている機器等がある場合、新たに導入する機器等と一体的に活用する場合は、一部の導入を認める。

(ア) 利用者の居室等に設置する、センサーや通信機能を備えた見守り支援機器

(イ) 施設内において情報共有を図る通信機器、支援記録・個別支援計画作成・請求管理・勤怠管理等の業務支援ソフトウェア、タブレット端末

(ウ) 上記(ア)又は(イ)を導入するための通信環境整備

ウ 技術的要件

イ(ア)に規定する見守り支援機器は、(2)に規定するロボット介護機器であること。

(2) ロボット介護機器の導入に対する補助

補助の対象とする導入機器は、次の要件を全て満たすロボット機器とする。

ア 目的要件

日常生活における、①移乗介護、②移動支援、③排泄支援、④見守り、⑤コミュニケーション、⑥入浴支援、⑦機能訓練支援、⑧栄養管理支援のいずれかの場面において使用され、介護従事者の負担軽減に効果があること。

イ 技術的要件

次のいずれかの要件を満たすこと。

(ア) ロボット技術(※)を活用して、従来の機器ではできなかった優位性を発揮する介護ロボット

(※)①センサー等により外界や自己の状況を認識し、②これによって得られた情報を解析し、③その結果に応じた動作を行う介護ロボット

(イ) 経済産業省が行う「ロボット介護機器開発・導入促進事業」(平成25年度～平成29年度)、「ロボット介護機器開発・標準化事業」(平成30年度～令和2年度)、「ロ

ボット介護機器開発等推進事業（開発補助）」（令和3年度～）において採択された介護機器（「重点分野6分野13項目の対象機器・システムの開発」に限る。）

ウ 市場要件

販売価格等が公表されており、一般に購入・リース等が可能な状態にあること。

（3）機器選定等に係るアドバイザー費用に対する補助

次のいずれかの要件を満たすものであること。

ア （1）又は（2）の機器の選定に関するコンサルティング経費

イ （1）又は（2）の機器を活用した業務改善に関するコンサルティング経費

2 デジタル技術を活用した障害福祉サービス事業所等支援事業

（1）ソフトウェア（開発の際の開発基盤のみは対象外）

ソフトウェアについては、次のいずれかに該当する製品を対象とする。いずれの場合も研究開発品ではなく、企業が保証する商用の製品であること。

ア 事業所での業務を支援するソフトウェアであって、記録業務、情報共有業務（事業所内外での情報連携含む。）、請求業務を一気通貫（転記等の業務が発生しない）で行うことが可能となっているものであるもの。

イ バックオフィス業務（業務効率化に資する勤怠管理、シフト表作成、人事、給与、ホームページ作成などの業務）のためのソフトウェアであって、転記等の業務が発生しない一気通貫の環境が実現できるもの

（2）情報端末（タブレット端末・スマートフォン等ハードウェア、インカム）

ア 情報端末については、業務効率化及び職員の業務負担軽減に効果のあるハードウェアを対象とする。例えば、障害福祉サービス等の提供に関する記録の入力が支援提供場所で完結し、また、その場で利用者の情報を確認できるタブレット等のほか、職員間の情報共有や職員の移動負担を軽減し、効率的なコミュニケーションを図るためのインカムなど、ICT技術を活用したものを対象とする。なお、情報端末に係る経費について、既に導入済の福祉・介護業務支援システムを使用するために導入する場合も対象とする。

イ ただし、タブレット端末等のハードウェアを導入する場合、福祉・介護業務支援システムをインストールの上、業務にのみ使用すること（補助目的以外の使用の防止及び私物と区別するため、業務用であることを明確に判別するための表示（シール等による貼付）を行うなど事業所において工夫すること。）。

（3）通信環境機器等（Wi-Fi ルータなど）

（4）保守経費等（クラウドサービス、保守・サポート費、導入設定、導入研修、セキュリティ対策など）

（5）機器選定等に係るアドバイザー費用に対する補助

次のいずれかの要件を満たすものであること。

ア 福祉・介護業務支援システムの選定に関するコンサルティング経費

イ 福祉・介護業務支援システムを活用した業務改善に関するコンサルティング経費

別表 1

1 障害者支援施設等デジタル技術等活用支援事業

対象施設・事業所等	コード
・障害者支援施設	A
・福祉型障害児入所施設	B
・医療型障害児入所施設	C
・居宅介護	D
・重度訪問介護	E
・同行援護	F
・行動援護	G
・短期入所	H
・重度障害者等包括支援	I
・共同生活援助	J

2 デジタル技術を活用した障害福祉サービス事業所等支援事業

サービス名	コード
・居宅介護	A
・重度訪問介護	B
・同行援護	C
・行動援護	D
・療養介護	E
・生活介護	F
・短期入所	G
・重度障害者等包括支援	H
・障害者支援施設	I
・自立訓練（機能訓練）	J
・自立訓練（生活訓練）	K
・就労移行支援	L
・就労継続支援A型	M
・就労継続支援B型	N
・就労定着支援	O
・自立生活援助	P
・共同生活援助	Q
・計画相談支援	R
・地域移行支援	S
・地域定着支援	T
・児童発達支援	a
・放課後等デイサービス	b
・居宅訪問型児童発達支援	c
・保育所等訪問支援	d
・福祉型障害児入所施設	e
・医療型障害児入所施設	f
・障害児相談支援	g

別表2

1 障害者支援施設等デジタル技術等活用支援事業

(1) 障害者支援施設

1 補助対象 事業	2 定員	3 補助 基準額	4 補助率	5 補助対象経費	6 補助対象外
デジタル機器及びロボット介護機器の導入	20人以下	6,660 千円	4分 の3	(1) 見守り支援機器及び介護業務支援機器等の導入並びに通信環境の整備に必要な工事請負費、備品購入費、役務費、委託料及び使用料及賃借料（ただし、機器のレンタル又はリースに係る費用については当該年度中の費用に限る。） (2) ロボット介護機器の導入に必要な工事請負費、備品購入費、役務費、委託料及び使用料及賃借料（ただし、機器のレンタル又はリースに係る費用については当該年度中の費用に限る。） (3) 機器選定等に係るアドバイザー費用に対する役務費及び委託料 (4) その他導入及び使用に際し必要な経費と知事が認めるもの	(1) インターネット回線使用料等の通信費 (2) 契約の締結を伴わない自前施工等により発生した経費 (3) その他事業の目的に照らし適當と認められないもの
	21人以上 40人以下	9,990 千円			
	41人以上 60人以下	16,650 千円			
	61人以上	20,000 千円			
ロボット介護機器のみの導入	20人以下	2,000 千円	4分 の3	(1) ロボット介護機器の導入に必要な工事請負費、備品購入費、役務費、委託料及び使用料及賃借料（ただし、機器のレンタル又はリースに係る費用については当該年度中の費用に限る。） (2) 機器選定等に係るアドバイザー費用に対する役務費及び委託料 (3) その他導入及び使用に際し必要な経費と知事が認めるもの	(1) インターネット回線使用料等の通信費 (2) インターネット接続のためのルーター等の通信機器費用 (3) 機器の設置に係る建物の改修費 (4) その他事業の目的に照らし適當と認められないもの
	21人以上 40人以下	3,000 千円			
	41人以上 60人以下	5,000 千円			
	61人以上	6,000 千円			

(2) 福祉型障害児入所施設

1 補助対象 事業	2 定員	3 補助 基準額	4 補助率	5 補助対象経費	6 補助対象外
デジタル機器及びロボット介護機器の導入	20人以下	5,660 千円	4分 の3	(1) 見守り支援機器及び介護業務支援機器等の導入並びに通信環境の整備に必要な工事請負費、備品購入費、役務費、委託料及び使用料及賃借料（ただし、機器のレンタル又はリースに係る費用については当該年度中の費用に限る。） (2) ロボット介護機器の導入に必要な工事請負費、備品購入費、役務費、委託料及び使用料及賃借料（ただし、機器のレンタル又はリースに係る費用については当該年度中の費用に限る。） (3) 機器選定等に係るアドバイザー費用に対する役務費及び委託料 (4) その他導入及び使用に際し必要な経費と知事が認めるもの	(1) インターネット回線使用料等の通信費 (2) 契約の締結を伴わない自前施工等により発生した経費 (3) その他事業の目的に照らし適当と認められないもの
	21人以上 40人以下	8,400 千円			
	41人以上 60人以下	14,000 千円			
	61人以上	16,800 千円			
ロボット介護機器のみの導入	20人以下	2,000 千円	4分 の3	(1) ロボット介護機器の導入に必要な工事請負費、備品購入費、役務費、委託料及び使用料及賃借料（ただし、機器のレンタル又はリースに係る費用については当該年度中の費用に限る。） (2) 機器選定等に係るアドバイザー費用に対する役務費及び委託料 (3) その他導入及び使用に際し必要な経費と知事が認めるもの	(1) インターネット回線使用料等の通信費 (2) インターネット接続のためのルーター等の通信機器費用 (3) 機器の設置に係る建物の改修費 (4) その他事業の目的に照らし適当と認められないもの
	21人以上 40人以下	3,000 千円			
	41人以上 60人以下	5,000 千円			
	61人以上	6,000 千円			

(3) 医療型障害児入所施設

1 補助対象 事業	2 定員	3 補助 基準額	4 補助率	5 補助対象経費	6 補助対象外
デジタル機器及びロボット介護機器の導入	170人以下	15,000 千円	4分 の3	(1) 見守り支援機器及び介護業務支援機器等の導入並びに通信環境の整備に必要な工事請負費、備品購入費、役務費、委託料及び使用料及賃借料（ただし、機器のレンタル又はリースに係る費用については当該年度中の費用に限る。） (2) ロボット介護機器の導入に必要な工事請負費、備品購入費、役務費、委託料及び使用料及賃借料（ただし、機器のレンタル又はリースに係る費用については当該年度中の費用に限る。） (3) 機器選定等に係るアドバイザー費用に対する役務費及び委託料 (4) その他導入及び使用に際し必要な経費と知事が認めるもの	(1) インターネット回線使用料等の通信費 (2) 契約の締結を伴わない自前施工等により発生した経費 (3) その他事業の目的に照らし適当と認められないもの
	171人以上	19,000 千円			
ロボット介護機器のみの導入	130人以下	6,000 千円	4分 の3	(1) ロボット介護機器の導入に必要な工事請負費、備品購入費、役務費、委託料及び使用料及賃借料（ただし、機器のレンタル又はリースに係る費用については当該年度中の費用に限る。） (2) 機器選定等に係るアドバイザー費用に対する役務費及び委託料 (3) その他導入及び使用に際し必要な経費と知事が認めるもの	(1) インターネット回線使用料等の通信費 (2) インターネット接続のためのルーター等の通信機器費用 (3) 機器の設置に係る建物の改修費 (4) その他事業の目的に照らし適当と認められないもの
	131人以上 170人以下	7,000 千円			
	171人以上	8,000 千円			

(4) 共同生活援助

1 補助対象 事業	2 定員	3 補助 基準額	4 補助率	5 補助対象経費	6 補助対象外
デジタル機器及びロボット介護機器の導入	7人以下	980 千円	4分 の3	(1) 見守り支援機器及び介護業務支援機器等の導入並びに通信環境の整備に必要な工事請負費、備品購入費、役務費、委託料及び使用料及賃借料（ただし、機器のレンタル又はリースに係る費用については当該年度中の費用に限る。） (2) ロボット介護機器の導入に必要な工事請負費、備品購入費、役務費、委託料及び使用料及賃借料（ただし、機器のレンタル又はリースに係る費用については当該年度中の費用に限る。） (3) 機器選定等に係るアドバイザー費用に対する役務費及び委託料 (4) その他導入及び使用に際し必要な経費と知事が認めるもの	(1) インターネット回線使用料等の通信費 (2) 契約の締結を伴わない自前施工等により発生した経費 (3) その他事業の目的に照らし適当と認められないもの
	8人以上 14人以下	1,440 千円			
	15人以上	2,000 千円			
ロボット介護機器のみの導入	—	1,500 千円	4分 の3	(1) ロボット介護機器の導入に必要な工事請負費、備品購入費、役務費、委託料及び使用料及賃借料（ただし、機器のレンタル又はリースに係る費用については当該年度中の費用に限る。） (2) 機器選定等に係るアドバイザー費用に対する役務費及び委託料 (3) その他導入及び使用に際し必要な経費と知事が認めるもの	(1) インターネット回線使用料等の通信費 (2) インターネット接続のためのルーター等の通信機器費用 (3) 機器の設置に係る建物の改修費 (4) その他事業の目的に照らし適当と認められないもの

(5) 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、短期入所、重度障害者等包括支援

1 補助対象 事業	2 定員	3 補助 基準額	4 補助率	5 補助対象経費	6 補助対象外
ロボット介護機器のみの導入	—	1,500 千円	4分 の3	(1) ロボット介護機器の導入に必要な工事請負費、備品購入費、役務費、委託料及び使用料及賃借料（ただし、機器のレンタル又はリースに係る費用については当該年度中の費用に限る。) (2) 機器選定等に係るアドバイザー費用に対する役務費及び委託料 (3) その他導入及び使用に際し必要な経費と知事が認めるもの	(1) インターネット回線使用料等の通信費 (2) インターネット接続のためのルーター等の通信機器費用 (3) 機器の設置に係る建物の改修費 (4) その他事業の目的に照らし適当と認められないもの

2 デジタル技術を活用した障害福祉サービス事業所等支援事業

1 補助対象 事業	2 職員数	3 補助 基準額	4 補助率	5 補助対象経費	6 補助対象外
ソフトウェアやタブレット端末ハードウェアの購入等	10人以下	1,334 千円	4分 の3	(1) ソフトウェア購入費又は利用料 (2) タブレット端末・スマートフォン等のハードウェアの購入費又は利用料 (3) Wi-Fi ルーター等の Wi-Fi 環境を整備するために必要なネットワーク機器の購入費及び設置費 (4) クラウドサービスの購入費又は利用料、保守・サポート費、導入設定費、導入研修費、セキュリティ対策費 ※ なお、(3) 及び (4) について、(1) 及び (2) の導入に必要なものに限る。 ※ また、対象となる経費は、当該年度中に係る経費のみを対象とする。	福祉・介護業務支援支援システムの使用に際し必要となるインターネット回線使用料等の通信費、システムの改修費用及び自社開発費用、リース・レンタル費用、機能の向上や不具合の修正等、既存のソフトウェア等のバージョンアップのみの経費
	11人以上 20人以下	2,134 千円			
	21人以上 30人以下	2,667 千円			
	31人以上 50人以下	3,467 千円			
	51人以上 70人以下	4,267 千円			
	71人以上 90人以下	5,067 千円			
	91人以上 110人以下	5,867 千円			
	111人以上	6,667 千円			
機器選定等 に係るアドバイザー費用	—	1,000 千円		(1) 福祉・介護業務支援システムの選定に関するコンサルティング経費 (2) 福祉・介護業務支援システムを活用した業務改善に関するコンサルティング経費	

※ 機器選定等に係るアドバイザー費用のみの申請は認められない。

別記2 補助条件

1 事情変更による決定の取消し等

この補助金の交付の決定後、事情の変更により特別の必要が生じたときは、知事は、この決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。

2 承認事項

次の（1）から（3）までのいずれかに該当するときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、（1）又は（2）に掲げる事項のうち軽微なものについてはこの限りではない。

- （1）事業に要する経費の配分を変更しようとするとき
- （2）事業の内容を変更しようとするとき
- （3）事業を中止し、又は廃止しようとするとき

3 状況報告

知事の求めに応じて、補助事業の遂行の状況に關し書面により報告しなければならない。

4 事故報告

補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその理由及び遂行の見通しその他必要な事項を書面により知事に報告し、その指示を受けなければならない。

5 補助事業の遂行命令

- （1）第12条の規定による報告、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による調査等により、補助事業が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認められるときは、知事は、これらに従って補助事業を遂行すべきことを命じることがある。
- （2）（1）の命令に違反したときは、知事は、補助事業の一時停止を命じることがある。

6 是正のための措置

- （1）知事は、第13条の調査等の結果、補助事業が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業につき、これらに適合させるための処置をとることを命ずるものとする。
- （2）第12条の規定による実績報告は、（1）の命令により必要な処置をした場合においてもこれを行わなければならない。

7 決定の取消し

- (1) 知事は、補助対象事業者が次のアからエまでのいずれかに該当したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。
- ア 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき
 - イ 補助金を他の用途に使用したとき
 - ウ その他補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令若しくはこの交付決定に基づく命令又は要綱に違反したとき
 - エ 交付決定を受けた者（法人その他の団体にあっては、代表者、役員、又は使用人その他の従業者若しくは構成員を含む。）が、暴力団員等に該当するに至ったとき
- (2) (1) の規定は、第13条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後においても適用する。

8 補助金の返還

- (1) 知事は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に關し、既に補助金が交付されているときも、期限を定めて変換を命じるものとする。
- (2) 第13条の規定により交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときもまた同様とする。

9 違約加算金

- (1) 補助対象事業者は、7の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消され、その返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95%の割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。
- (2) (1) の規定により違約加算金の納付を命ぜられた場合において、納付した金額が返還を命ぜられた補助金の額に達するまでは、その納付額は、まず当該返還を命ぜられた補助金の額に充てるものとする。

10 延滞金

- (1) 補助対象事業者は、補助金の返還を命ぜられた場合において、これを納付日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年10.95%の割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。
- (2) (1) の規定により延滞金の納付を命ぜられた場合において、返還を命ぜられた補助金の未納額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納額は、その納付額を控除した額によるものとする。

1 1 他の補助金等の一部停止等

補助対象事業者が、補助金の返還を命ぜられたにもかかわらず、当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、他に同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、知事は、相当の限度においてその交付の一時停止し、又は当該補助金等と未納額とを相殺するものとする。

1 2 財産処分の制限

補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の機械、器具及びソフトウェア等については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定めている耐用年数を経過するまで、知事の承認を受けないで、この補助事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

1 3 財産処分等に伴う収入の納付

補助対象事業者が知事の承認を受けて13の規定による財産を処分し、当該処分により収入があった場合には、知事は、この収入の全部又は一部を納付させことがある。

1 4 財産管理

補助対象事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、台帳の管理及び物品への表示等、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともにその効率的な運用を図らなければならない。

1 5 補助金調書の作成

この補助金と補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成し、これを事業完了後5年間保存しておかなければならない。

1 6 帳簿の整理

事業に係る輸入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保存しておかなければならない。

1 7 寄付金収入の制限

事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。

1 8 運営実績に関する要件

補助対象事業者が運営している事業所に都の実地指導等で指摘があった場合は、その改善状況報告書が都へ提出され、都において、改善が確認されていること。

1 9 他の補助金との重複禁止

この要綱による補助金の交付と対象経費を重複して他の補助金等の交付を受けてはならない。

2 0 消費税等に係る税額控除の申告

補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入税額控除が確定した場合（仕入税額控除が0円の場合を含む。）は、「消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書」（様式4）により速やかに知事に報告しなければならない。

なお、全国的に事業を展開する組織の一部又は支店、支所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部又は本社、本所等で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこととする。

また、知事に報告があった結果、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額の全部又は一部を都に納付させことがある。

2 1 寄付金収入の制限

事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。

2 2 その他

- (1) この要綱に定める条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を東京都に納付させことがある。
- (2) 補助事業者は、導入経費を算定するに当たっては、補助金の適正化や経済性の観点から、あらかじめ複数の業者から見積書等を徴し、原則として最低価格を提示した業者を選定しなければならない。
- (3) 次のア及びイの条件を満たす補助事業者による補助事業について、都において補助対象を選定する際に優先的な採択を行うものとする。

ア 本補助事業の交付申請時において「福祉・介護職員待遇改善加算」を算定しているか、あるいは交付申請後概ね3か月以内に取得見込みであることを知事が認めた場合。

イ 本補助事業によって得られた生産性向上による業務効率化及び職員の業務負担軽減により、超過勤務手当等の経費に金銭的剰余が出た場合に、当該費用を利用者が受けた障害福祉サービスの質の向上や職員の賃金改善に資する取組に適切に使用することとし、その旨を職員等に周知する旨を申し出た場合。